

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の
配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則（第一章）	一
2	情報の交換（第二章）	一
3	課税権の配分（第三章）	二
4	特別規定（第四章）	三
5	最終規定（第五章）	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

近年の世界経済の急速な減速に伴い、各国の税收確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、政府は、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結するため、平成二十二年（二十十年）十一月以降、バハマ政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意に達し、平成二十三年（二十一年）一月二十七日にナッソーにおいて、日本側在バハマ山口大使とバハマ側シモネット副首相兼外務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定は、我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とバハマとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。この協定の締結により、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための国際的な情報交換ネットワークが更に拡充されること等が期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十九箇条及び末文から成り、その内容は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

この協定における用語の一般的定義について規定している（第一条）。

2 情報の交換（第二章）

(1) この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて両締約国の権限のある当局が支援を行うこと等について規定している（第二条）。

(2) 情報の提供を要請された締約国（以下「被要請国」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している（第三条）。

- (3) 第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している（第四条）。
 - (4) 次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している（第五条）。
 - (イ) 被要請国の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請の対象となる行為が被要請国内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、要請に応じて情報を提供する。
 - (ロ) 被要請国は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約国（以下「要請国」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。
 - (ハ) 各締約国は、第二条に規定する目的のため、自国の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。
 - (ニ) 要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。
 - (ホ) 被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供するとともに、迅速な対応を確保するため、要請国の権限のある当局に対し、所定の事項を通知する。
 - (5) 被要請国における租税に関する調査の際の要請国の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している（第六条）。
 - (6) 被要請国の権限のある当局は所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は一方の締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している（第七条）。
 - (7) この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとする旨規定するとともに、当該情報を開示することが出来る相手の範囲等について規定している（第八条）。
 - (8) 支援の提供において生じた費用の負担については両締約国の権限のある当局の間で合意されることを規定している（第九条）。
- 3 課税権の配分（第三章）
- (1) 第三章の規定の対象となる者の範囲について規定している（第十条）。

(2) 第三章の規定の対象となる租税の範囲について規定している（第十一条）。

(3) 第三章の規定において用いられる「一方の締約国の居住者」に該当する個人について規定している（第十二条）。

(4) 一方の締約国の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約国においてのみ課税することができることを規定している（第十三条）。

(5) 政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約国においてのみ課税することができることを規定している（第十四条）。

(6) 学生又は事業修習者が滞在する一方の締約国外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約国において免税となることを規定している（第十五条）。

4 特別規定（第四章）

第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約国の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している（第十六条）。

5 最終規定（第五章）

(1) この協定中の章及び見出しについて規定している（第十七条）。

(2) この協定の効力発生について規定している（第十八条）。

(3) この協定の終了について規定している（第十九条）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

